

第 27 回 二宮町新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項

決定事項等

1. 緊急事態宣言解除後の公共施設の運営について

- ☞ ・令和3年3月22日（月）から、公共施設の夜間利用の制限についてのみ解除を行う。
- ・利用人数等のその他の制限については、感染症対策として引き続き継続することとし、今後段階的に緩和を図っていくこととする。また緩和にあたっては、十分な周知期間を設けることとする。

2. その他

- ☞ ・花見シーズンを迎えることによる、吾妻山公園における飲食を伴う宴会等の自粛を呼び掛ける看板の設置を実施
 - ・新型コロナワクチン接種体制確保の現況についての確認、接種開始時期については、5月連休明け～中旬にかけて接種を開始する予定で検討中
-
- ・次回、本部会議は状況を見て、必要に応じ開催することで確認。